

横浜市立和泉小学校 いじめ防止基本方針

平成29年1月8日策定（令和8年2月27日改定）

0 いじめ防止に向けた児童・生徒・地域の思い

6ページ参照

1 いじめ防止に向けた基本的な考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

② いじめ防止等に向けての基本理念

昨今、SNS の普及等子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、いじめ事案が複雑化・多様化している社会情勢を踏まえ、横浜市では、いじめ防止対策の基本を定める「横浜市いじめ防止基本方針」を令和7年5月に改定した。

「こども基本法」「こども大綱」「横浜市こども・子育て基本条例」を踏まえ、こどもにとっての最善の利益が考慮され、全てのこどもが伸び伸びと成長し、その個性と能力を十分に発揮できる環境を整えられるよう、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に社会全体で取り組んでいく必要がある。そこで、いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害行為であるという認識の下で、対策に取り組んでいくための基本となる方向性について、次のとおり示す。

- (1) いじめを特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (2) 児童生徒は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくる。
- (3) 市、学校、保護者、市民、事業者、関係機関等は、児童生徒の健全育成を図り、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」安心できる社会をつくるために、それぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。

（横浜市いじめ防止基本方針「第1章2 いじめの防止等の対策に関する基本理念」より）

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

①委員会の構成

委員会名は「和泉小学校いじめ防止対策委員会」とし、その構成員は、校長、副校長、教務主任、児童支援専任、ブロック担当主幹教諭、当該学年主任、学級担任、養護教諭、関係職員をもってあることとし、必要に応じてスクールカウンセラー等の心理やスクールソーシャルワーカー等の福祉の専門家の参加を求めることとする。また、本委員会に参加できない場合等においても必要に応じて、いじめの認知の視点や、いじめを受けた児童生徒の回復状況の確認や支援について助言を求めていく。

②委員会の運営

- ・本委員会を常設し、月1回以上、定期的を開催するとともに、いじめの疑いを把握し、速やかに対応する場合は、出席可能な構成員のみで迅速・機動的に臨時で委員会を開催し、適切に対応する。
- ・本委員会では、学校としての対応方針を組織的に決定するとともに、いじめの解消を含めたその後の対応状況の確認を行う。
- ・校長の責任の下、学校いじめ防止対策委員会の結果について、会議録を作成・保管するとともに、毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

③委員会の活動内容

学校いじめ防止基本方針や年間計画に基づき、いじめの防止等に係る様々な取組を実行するとともに、その検証を担う。また、いじめの防止等に係る学校の窓口として、地域、保護者、関係機関等の連絡を担う。

また、必要に応じて、区役所、児童相談所等と連携して、多面的な視点から支援を実施する。

3 学校教育活動全体と連動したいじめの防止等の取組の年間計画

4月	5月	6月	7月	8月	9月
学年引継ぎ 児童実態把握 基本方針・ 年間指導計画 の確認	懇談会・学校運 営協議会等で 基本方針説明	Y-Pアセスメント 結果に合わせた 「横浜プログラム」 の活動・支援検討会等 地区懇談会	教育相談 (個人面談) 情報モラル指導 夏季職員研修 (いじめ防止、児童理解、人権教育)	横浜子ども会議	
	いじめ早期発見アンケート 教育相談		「よこはま子ども会議」に 向けた全校の取組		
10月	11月	12月	1月	2月	3月
Y-Pアセスメント 結果に合わせた 「横浜プログラム」 の活動・支援検討 会等		人権週間 いじめ防止月間 市いじめ解決 一斉キャンペーン いじめ早期発見アンケート、教育相談		・いじめ防止基本方針、 年間指導計画の点検・見直し	

学級・学年づくり 人間関係づくり(社会的スキル横浜プログラム)

健康観察(L-Gate)、教育相談(児童・保護者面談、スクールカウンセラーによるカウンセリング)

※年間を通じて

いじめ防止対策委員会(月1回以上) ※年間を通じて

4 基本的な対応方針

①いじめの未然防止

- ・人権教育、道徳教育を中心に、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・学校における主たる活動は授業の中で行われる。その主たる活動である授業が児童にとって満足感のあるものであれば、いじめはおこりにくい、という認識を授業者である全教職員がもち、授業に臨む。授業の中で、児童一人ひとりが自他を認め、励まし合いながら、力を高めていけるよう研究、研修を通して授業改善に努めていく。
- ・教職員は、授業、学校行事等すべての教育活動を通して、児童が自己有用感や充実感を感じられるよう努める。

- ・いじめの背景には、ストレス等の要因があることに着目し、教職員は、児童の様子をよく見取り、教職員間、保護者等と連携をとりながら、児童の健やかな成長につながるよう指導・支援にあたる。
- ・児童支援専任が中心となり、教育相談窓口の周知や教育相談の実施等により、児童がいじめのみにかわらず、些細な悩み等も訴えやすい体制を整える。

②いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解、情報の共有によるいじめを見逃さない教職員の体制づくりなど、教職員への研修を積み重ねることで、教職員のいじめ発見に対する意識を高める。
- ・いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ・定期的なアンケート調査を実施し、児童の心情や人間関係等を把握し、対応につなげられるようにする。
- ・放課後キッズクラブ、学童クラブ指導員等と連携をとりながら、児童の実態把握に努めていく。

③いじめに対する措置

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会と直ちに情報を共有し、いじめ防止対策委員会を中核とし、組織的に速やかに対応できるようにする。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒によりそい支える体制をつくる。
- ・いじめ防止対策委員会は中心となって、関係児童から事情を聴き取るなどして、事実の有無の確認を行う。
- ・被害児童及び保護者への適切な支援、加害児童及び保護者への適切な指導および支援を行う。
- ・必要な関係諸機関との連携を行う。

④いじめの解消

- ・いじめの行為が少なくとも3か月間（目安）止んでいること
 - ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめの解消にはこの2つの要件が満たされている必要がある。
- 保護者と本人に確認し、いじめ防止対策委員会で決定する。
- いじめ解消の要件を満たした後も継続的に様子を見ていく。

⑤教職員等への研修

「横浜市立和泉小学校いじめ防止基本方針」を全教職員が理解し、それを活用した校内研修を実施することにより、いじめ問題についての共通理解を図り、教職員の資質を高めていく。また、学級づくり、人間関係づくり、授業力向上のための研修を充実させていくことが教職員の資質を高め、いじめ防止につながると考える。具体的内

容としては、次のような研修を計画的に行っていく。

- ◇いじめ防止基本方針の確認、共通理解、振り返り ◇事例研修 ◇人権研修
- ◇重点研究(教科・領域指導の指導力向上) ◇初任者研修、各年次研修、メンター研修
- ◇Y-Pアセスメントシートを活用した研修、情報の共有
- ◇社会的スキル横浜プログラム活用研修

⑥中和田中学校区 学校・家庭・地域連携事業、学校運営協議会の活用

・「中和田中学校区 学校・家庭・地域連携事業」や「学校運営協議会」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者・地域・学区の小学校・中学校と共有し、連携・協働して取り組む。

5 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第 1 号)「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第 2 号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

【調査の進め方と結果の提供及び報告】

学校主体調査は概ね3か月以内に終わることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について児童生徒及び保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する。

◇学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

6 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。

資料 0 いじめ防止に向けた児童・生徒・地域の思い

令和7年度「横浜子どもアクション」の具体の取組

テーマ「いじめをしない自分であるために」～つながる、広げる、いじめ未然防止の輪～

横浜子ども会議や学校・家庭・地域連携事業を中心に

下記の質問について児童生徒・職員、地域の方で考えました。

①「いじめって具体的にどのようなこと？」

- ・悪口や暴言を吐く
- ・ものを盗ったり隠したりする
- ・見て見ぬふりをする
- ・SNSなどで仲間外れにする
- ・陰口を言う etc…

→人が嫌だと感じること

②「人を嫌な気持ちにさせないために自分（地域）は何ができる？」

- ・人とのコミュニケーションを大切にする
- ・相手のよさを見つける
- ・相手の気持ちを考えて行動する etc…

→違いを認め合うこと

中和田中学校ブロック ブロックテーマ「お互いのちがいを認め合う」をもとに、

和泉小学校では、運営委員会児童を中心にして、「自分と友達のちがいを知る」「自分を見つめ直す」の2つに取り組んだ。

①全校での取組「（友達の）よいところ見つけ」では、見つけたよいところをカードに書き、掲示板にはった。

（児童の感想の一部）

- ・多くの人のよいところを知ることができた
- ・今までより友達のことを考えるきっかけになった
- ・自分たちのカードが増えていくと、よいところがたくさんあるクラスだと思った

②5・6年生は道徳の授業を通して、いじめをしない自分であるために何ができるか考えた。

（児童感想の一部）

- ・いじめは絶対によくないことが分かった。自分が嫌だと思ふことは人にしないようにしたい。
- ・一人ひとりが気を付けること、何かあったら誰かに相談することが大切だと思った。
- ・目に見えない「いじめ」もあることが分かった。見て見ぬふりをしない自分でいたい。